

大川市議会第5回定例会会議録

令和7年12月12日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	平木一朗
3番	古賀寿典	10番	内藤栄治
4番	西田学	11番	川野栄美子
5番	馬淵清博	12番	遠藤博昭
6番	永島幸夫	13番	永島守
7番	宮崎稔子		

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼)会計課長	山田秀幸
人事秘書課長 (併)監査事務局長	山口馨
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	龍健司
企画課長	古賀章子
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	西原真
議会事務局書記	古賀直
議会事務局書記	松家奈美子
議会事務局書記	原耕平

4. 付議事件

1. 委員長報告

1. 質疑・討論・採決

1. 追加議案の上程

議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第88号 大川市副市長の選任について

議案第89号 大川市教育長の選任について

1. 提案理由の説明

(議案第87号～第89号)

1. 質疑・討論・採決

(議案第87号～第89号)

1. 追加議案の上程

議案第90号 永島守議員への議長不信任決議

1. 提案理由の説明

(議案第90号)

1. 質疑・討論・採決

(議案第90号)

1. 会議録署名議員の指名

1. 閉会の宣告

午前9時30分 開議

○議長（永島 守）

皆さんおはようございます。出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで御報告を申し上げます。

まず、遠藤博昭議員から、12月4日の本会議一般質問での発言に関して、一部を訂正したい旨、発言の申出がありましたので、この際、お願いをいたします。遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

私、12月4日の本会議の一般質問において、やまざくら通りにショウブの花が植えられているという発言をいたしましたけど、一部発言の訂正をお願いしたいと思います。正しくはアヤメでありましたので、よろしく取扱いをお願いいたします。

以上です。

○議長（永島 守）

これにつきましては、発言の訂正を許可することといたします。

それではまず、総務委員会に付託しておりました議案第68号 大川市公告式条例の全部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びにその結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、遠藤博昭議員。

○総務委員長（遠藤博昭）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第68号 大川市公告式条例の全部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、議案第68号 大川市公告式条例の全部を改正する条例の制定について及び議案第69号 大川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての両議案は関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、両議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革推進に伴い、書面掲示規制に係る法令の改正が行われているため、大川市公告式条例及び大川市行政手続条例において書面掲示をすることとされている規定について見直し、市ホームページへの掲載により条例の公布等を行うよう所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、議案第68号及び議案第69号の両議案については原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第72号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

ての3議案は、同種の内容で関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、3議案とも、人事院が令和7年8月7日に国会及び内閣に対して国家公務員の給与に関し勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり給与改定を実施することを踏まえ、本市においても国家公務員に準じて市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び職員の給与について、また会計年度任用職員の給与等について所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、期末手当等の支給率を、市議会議員、市長、副市長及び教育長、一般職員、再任用職員並びに会計年度任用職員についてそれぞれ年0.05月分を引き上げようとするものであります。

また、職務の級・号俸が上がるに従い、改定率が逡減するよう、初任給及び若年層に重点を置いた行政職給料表の改正を行い、一般職員の初任給は高卒者1万2,200円、大卒者で1万2,000円引き上げ、併せて会計年度任用職員についても給料表の改正を行い、給料月額を引き上げようとするものであります。

その他、通勤手当及び宿日直手当の改正を行おうとするものであります。

委員会では、通勤手当の改正に関し、1か月当たり5千円を上限とし、駐車場等を利用した場合の通勤手当を新設したとのことであるが、対象者はいるのかただしたところ、現在、対象となる職員はいないが、例えば、他の団体へ職員を派遣する場合、駅周辺に駐車場を借りて電車通勤するなどのケースが考えられるため新設する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第70号、議案第71号並びに議案第72号の3議案について原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第75号 令和7年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は歳入歳出予算及び債務負担行為並びに地方債の補正を行おうとするものでありまして、その概要は次のとおりであります。

各款に計上しております人件費につきましては、特別職の期末手当の改定及び職員の給与改定並びに職員の異動等に伴う調整などを行おうとするものであります。

人件費以外の補正につきましては、総務費に国県支出金等過年度分返還金8,009万7千円が計上されております。

民生費には、子育て世帯生活支援給付金事業3,321万4千円、障害者自立支援給付費7,900万円等が計上されております。

衛生費には、斎場指定管理者電力等価格高騰対策支援金175万2千円及び水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰出金86万円が計上されております。

消防費には、Jアラート受信機更新業務委託料の649万円が計上されております。

教育費には、社会体育施設等指定管理者物価高騰対策支援金191万5千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は3億3,323万円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び地方債をもって充当するとのことであります。

債務負担行為の補正につきましては、水路整備工事費（ゼロ市債）等、計3件について追加を行おうとするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の追加等に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援給付金事業について、財源や給付額の根拠などについてただしたところ、子育て世帯への物価高騰に対する支援策として、子ども1人当たり8千円を給付するものであり、4千人分の総額として3,200万円を計上している。財源は国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用する。8千円の根拠については、この交付金による生活保護世帯への給付は、対象者1人当たり8千円までは収入とみなされないなどの理由による旨の答弁がなされました。

委員会は、これに対し、子育て世帯の窮状は十分理解しており、支援は必要と考えるが、それ以外の世帯も同様に苦しんでおられる。ほかに非課税世帯や高齢者等への支援は考えられなかったのかただしたところ、子育て世帯の方々から生活支援を要望する署名が市に提出され、窮状をお聞きした。これを受け、当初お米券の配付を検討したが、多くの経費や時間を要することなどから、現金をいち早く給付することにした。これはあくまで第1弾であり、今後、国の追加の施策等を見ながら、高齢者への支援など様々な対策を検討していきたい旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、市長は署名を受け取られた際に、これから支援策の検討を進めていきますと答えられているようだが、補正予算の作成のスケジュール上、その時点で今回提案の支援策は既に決まっていたはずであり、また、新聞紙上で大川市が高校生までの子ども1人当たり2千円を支給する（246ページで訂正）という今回提案の支援策と異なる報道がなさ

れた件においても同様、10月15日の取材時点で今回の支援策は決まっていたはずである。その矛盾点についてただしたところ、市長から、取材時点で最終決定という認識がなく、もう少し支援をしたいという思いがこのような発言になったのかもしれないとの回答がなされました。

その他、委員からは、現金給付は2月になるようだが、2千人近くの署名があったとのことであり、本当にそのように困っている方たちがいるとすれば、これは緊急事態である。別途、支援策が早急に必要ではないか。また、重層的支援やフードバンクを案内するなど、より積極的な支援を行う必要があるのではないか。あるいは生活実態調査を行い、本当に困っている方に必要な支援が行き渡るようにすべきではないかなどの意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第83号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する広域市町村圏計画に係る事務を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、採決をいたします。

まず、議案第68号 大川市公告式条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 大川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和7年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第73号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びにその結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。宮崎貴仁委員長。

○文教厚生委員長（宮崎貴仁）（登壇）

私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第73号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第73号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、福岡県人事委員会が9月19日に県議会及び県知事に対して県職員の給与に関し勧告を行い、県が県費負担教職員を含む県職員に当該勧告どおり給与改定を実施することを踏まえ、本市においても県費負担教職員に準じて市費負担教職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、任期付市費負担教職員の教職調整額及び給料表の改正を行おうとするものであります。教職調整額については、現在4%である率が、令和8年1月から年1%ずつ、最終的に10%まで引き上げられるとのことであります。給料表につきましては、県費負担教職員に準じて改正し、本年4月に遡って適用されるものであります。

本委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号 大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するものであります。

内容といたしましては、令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき条例を制定するもので、趣旨などの基本的事項、設備に係る基準、職員に係る基準、その他運営に係る基準等を設けているとのことであります。

なお、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、ゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児が、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる新たな事業（通園制度）であるとのことです。

委員会では、制度への対応に関し、本市の状況についてただしたところ、令和8年度から本市においても最低1園は当事業を実施しなければならないが、私立の園ではまだ手を挙げる施設はないため、最終的にどこも実施する意向がない場合は公立の園で対応する予定である旨の答弁がなされました。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号 令和7年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定及び異動等に伴う人件費の調整のほか、令和6年度分福岡県国民健康保険普通交付金等の精算に伴う返還金として4,273万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億5,473万7千円とするもので、これらの財源といたしましては、一般会計繰入金と繰越金をもって充当するとのことであります。

本委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号 令和7年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算並びに議案第78号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計補正予算についての2議案は、同種の内容で関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、2議案とも職員の給与改定並びに異動等による人件費の調整を行おうとするものであります。

まず、議案第77号 令和7年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、44万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,944万5千円とするものであります。

次に、議案第78号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、704万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億6,676万4千円とするものであります。

本委員会では特段の異論もなく、採決の結果、議案第77号並びに議案第78号の2議案について、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第81号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本案は、大川市養護老人ホーム明光園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定は公募によることが原則であるが、明光園については施設の性格や設置目的、業務の特殊性や専門性などから、公募によることが適当でないと考えられるため、指定管理者の公募によらない事由について及び公募によらない指定管理者の再指定に関する指針に基づき検討した結果、現在の指定管理者である社会福祉法人大川医仁会は適切な管理運営に努められており、利用者本位のサービスを提供できるよう創意工夫されていることなどから、大川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第7号に該当するものとして、公募によらず、当該法人を指定管理候補者に選定したとのことであります。

委員会では、清掃や建築物建物診断などの維持管理業務が適正に行われているか確認が必要ではないかただしたところ、施設管理に関しては適切な業者に行っていただくことが必要だと考えている。仕様書に基づき、一定金額以上の修繕・改修等は市が指定管理料以外に支

出しているが、施設も老朽化し、指定管理者から定期調査報告のほか緊急報告が上がってくるため、市においても現状の把握及び適切な業者であるかの確認を行い、優先順位をつけながら修繕や機器の更新等を行っている。今後も指定管理者と協議の上、適切に維持管理を行っていく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第82号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本案は、大川市斎場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は令和8年4月1日から13年3月31日までの5年間であり、公募の結果、申請は1社だけであったが、選考については、指定管理者選定委員会において業者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づき審査した結果、有限会社公倫が指定管理候補者に選定されたとのことであります。

委員からは、応募業者が最低基準点に達しない場合などは再度選定を行うためのスケジュールに余裕がない、次回選定のスケジュールは前倒しで組んでいただくようお願いしたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第73号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号 大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和7年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和7年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第79号 令和7年度大川市水道事業会計補正予算外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びにその結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治議員。

○産業建設委員長（内藤栄治）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第79号 令和7年度大川市水道事業会計補正予算について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議案第79号につきましては、職員の異動及び給与改定等に伴う人件費の調整のほか物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の受入れ、議案第80号につきましては、職員の異動及び給与改定等に伴う人件費の調整を行おうとするものであり、一括して審査を行いました。

まず、議案第79号 令和7年度大川市水道事業会計補正予算につきましては、収入は、幡保配水場の電気代高騰に対して一般会計からの補助金を受け入れるため収益的収入の営業外収益を86万円増額するものであります。また、支出は、職員の給料、手当等の人件費の調整として収益的支出の営業費用を40万1千円減額、資本的支出の建設改良費を69万円増額、差引き28万9千円を増額し、併せて議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を同額補正し、8,205万1千円とするものであります。

次に、議案第80号 令和7年度大川市下水道事業会計補正予算につきましては、職員の給料、手当等の人件費の調整として収益的収支及び資本的収支を差引き660万円減額し、併せて議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を同額補正し、5,199万

3千円とするものであります。

委員会では、職員給与費の大幅な減額についてただしたところ、職員が4名配置されることを想定して当初予算を組んでいたが、3名しか配置されなかったためであるとの答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第79号及び議案第80号の両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第84号 市道路線の廃止について御報告申し上げます。

今回の市道路線の廃止は、酒見地区の1路線であります。説明によりますと、南前田線は市役所の西側付近の路線であります。この路線は行き止まり道路で、現在、法人の駐車場として利用され、道路の機能を有しておらず、大川市に所有権等もありません。今回、地権者から地元関係者の同意を得て、廃止の要望書が提出されたことに伴い、市道路線の廃止をするものです。

委員会では、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は、向島地区の1路線であります。説明によりますと、下西田線は国道208号向島交差点付近の路線であります。今回、民間事業者による宅地造成が行われ、区域内道路について土地所有者から寄附採納願が提出されたことに伴い、市道認定基準に基づき市道として認定するものであります。

委員会では、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第79号 令和7年度大川市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和7年度大川市下水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、「大川の駅」事業促進調査特別委員会の委員及び特別委員長の変更について御報告申し上げます。

「大川の駅」事業促進調査特別委員会委員については、6月の議長交代により、議長として参加していた遠藤博昭議員が抜けられ、また昨年、箆島かおる議員が逝去されたことにより、2名が欠けておりました。

したがいまして、委員会条例第8条に基づき、議長において遠藤博昭議員、永尾学議員を委員として指名いたしましたので、御報告申し上げます。

なお、本特別委員会の委員長については私が務めておりましたが、議長となりましたことから辞任し、委員の互選により遠藤博昭委員が新たに委員長となりました。併せて皆さん方に御報告申し上げます。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩をいたしたいと思います。

午前10時13分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りをいたします。本日、お手元に配付のとおり、市議会議員平木一朗議員外1名から議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止についての議案1件の提出と、さらに、市長から議案第88号 大川市副市長の選任について、議案第89号 大川市教育長の選任について、この議案2件の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって……（「議長、ちょっと審議の前に一つ訂正をお願いします」と呼ぶ者あり）遠藤議員。

○総務委員長（遠藤博昭）

審議の前に、先ほど私の総務委員長としての報告の中で、一部、間違いというか、読み漏れがありましたので、訂正をしたいと思います。

新聞紙上で、大川市が高校生までの子ども1人当たり2千円というような言い方をしましたけれども、これは1月当たり2千円支給するという報道がなされておりましたので、訂正をいたします。どうも失礼いたしました。

○議長（永島 守）

それでは、議案の朗読を省略し、議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第88号 大川市副市長の選任について、議案第89号 大川市教育長の選任について、この案件3件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います、まず、議案第87号について提案理由の説明を求めます。平木一朗議員。

○9番（平木一朗）（登壇）

皆様おはようございます。議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

皆さん御存じのとおりでございますが、議長のほうから総務委員会、また全協のときに何度かこの話が出てきたかと思っております。そしてまた、9月議会や12月議会において、我々議員のほうからも様々な市に対する要望、生活困窮者に対する要望等も出てきたところでございます。

そのような中において、議長のほうからも政務活動費に関しては廃止して、その分をしっかりと市民サービスとかそういうところでやっていったほうがいいんじゃないか、来年度予算のことも心配してのことだと思っております。

そのような中において、今回の政務活動費の廃止を検討したところ、総務委員会、全協のときは何も議論は出ておりませんでした、実際こうやって議案を出したときに、様々な御意見をいただいております。2回にわたって何もなかったんですけども、実際これを出すときに色々御意見いただいております。その件についても皆さんお聞きのことだと思いますけれども、そのことに関しては、行政側としても来年度またそういったことに関して有意義に使っていただきたいことと、我々議会がこれからデジタル化だったりとか、ペーパーレスのことだったり新たに出てきております。そういうことに関しても予算を伴うこととございますので、そういったところを活用していただきたいと思っております。

このことによって、皆さんにとってこの政務活動費の一部を返上することによって市民サービスにつながるものが前提かなと思っておりますので、どうか御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永島 守）

提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第88号並びに第89号の案件2件について、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

皆さんおはようございます。議案の御説明をいたします。

本日ここに、追加として提案させていただきました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第88号 大川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市副市長として本村和也さんを選任しようとするものであります。

既に御承知のとおり、本村さんは豊富な行政経験の持ち主であり、市職員として市勢の発展に貢献されてきたところではありますが、その豊かな知識と経験を生かした行政手腕は高く評価されてきたところでもあります。

行財政改革をはじめ、多くの行政課題に対し積極的な取組を行っている本市におきまして、本村さんは市政を円滑に進めていく上で必要不可欠な人材であると確信いたしております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、議案第89号 大川市教育長の選任につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市教育長として西嶋賢児さんを選任しようとするものであります。

西嶋さんは人格、識見ともに優れ、社会的信望も厚く、地方教育行政に対する重要性がますます高まる中で、教育行政に関し優れた識見を必要とする本市教育長として最もふさわしい人物と考えております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議員各位におかれましては、これらの議案に対して特段の御配慮をいただき、何とぞ御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永島 守）

次に、この際、お諮りをいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちにこの本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願います。川野議員。

○11番（川野栄美子）

質疑いたします。

この大川市議会の政務活動費のことについて、これをほかの場面で活用してくださいというような答弁を今受けました。これは政務調査費というものは別物で、国から市議会に来ているだろうと思いますけれども、質問ですけど、そういうふうにこれを大川市の財政として使っているものであろうかということをお尋ねしたいと思います。事務局長よかったですら。

○議長（永島 守）

議会事務局長。（「こっちしかできん。事務局長じゃなくて」と呼ぶ者あり）平木議員。

○9番（平木一朗）

議会関係に詳しい事務局長で十分かなと思っておりますが、私の認識の中では、地方自治法の100条に書いてありますけれども、議員報酬並びに活動費に関しては、大川市単独の市税でありまして、真水です。そういったことで、県とか国からの助成というのは一切ないと認識しております。

以上です。

○議長（永島 守）

川野議員続けますか。川野議員。

○11番（川野栄美子）

それで合っているかどうかというふうなものをちょっと確認したいと思いますけれども。局長に今言われましたけど、議長、局長に聞いてよろしいでしょうか。

○議長（永島 守）

結構ですよ。議会事務局長。

○議会事務局長（西原 真）

平木議員御回答のとおりでございます。

○議長（永島 守）

川野議員。

○11番（川野栄美子）

分かりました。

○議長（永島 守）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありせんね。

それでは、質疑の通告はほかにございせん。

それでは、討論を希望される方ございますか。討論ですね。

そしたら、確認したいと思います。反対の方、手を挙げてください。次に、賛成の方はございますか。

それでは、賛成、反対討論される方が7名でございます。

それでは、反対のほうから。西田議員。

○4番（西田 学）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号4番、西田学です。

議案第87号に対し、反対討論を述べさせていただきます。

議員4名で会派、大川市の将来を考える会を結成しています。会派での調査や研究、それから、情報発信などに政務活動費は必要です。これは現職だけではなく、これから議員になれる方々のためにも残しておく必要があります。

そもそもこれを廃止しなくても、政務活動費を必要としない議員は使わなければよい、それだけのことだと思ひます。よって、私は議案第87号に反対をいたします。

○議長（永島 守）

次に、宮崎議員。

○2番（宮崎貴仁）（登壇）

議席番号2番、宮崎貴仁でございます。

私も政務活動費自体は必要であると思ひます。しかしながら、政務活動費を使う以上、求められているのは透明性だと思ひます。これまで何度か委員会等々で協議をされてきたと思ひますけれども、議長の発言もありました。やっぱり議長が、透明性が担保できていない、市民の方から不満の声が漏れているというお話もありました。そういう中において、透明性が担保できていない政務活動費は、私は一旦廃止にしていいいんじゃないかと思ひます。今、西田議員からもありましたけど、これはやっぱり次世代につなぐための議会改革を進めていく中で、もう1回見直すべき必要があるのかなと思ひています。

私が思うに、やっぱり議会改革は進めていかなくちゃいけない、公平にこういう政務活動

費じゃありませんけど、使い道は違うかもしれませんけど、議会改革費として、例えば、議会だよりの充実であったり、例えば、私、一般質問なんかでも申しましたけど、議場の中のタブレット化、こういう改革費に補填していくのが、逆に言うと市民への透明性が図られてくるのではないかなと思っております。

やっぱり次世代につなぐために、今、1人月に1万円、年間12万円ですので、約150万円ぐらい政務活動費に使われているわけですので、それは平木議員言われるように、有意義なものとして今後使っていくべきだと思いますので、政務活動費の存在自体は私はいいことだと思いますけど、市議会としては一旦白紙に戻すべきではないかと思ひまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、10番内藤議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

政務調査費廃止に対する反対意見を述べさせていただきます。

政務調査費の廃止には明確に反対いたします。

政務調査費は、個人の活動費ではなく、会派として政策調査研究を行うため不可欠な公的経費であり、議会の調査機能を支える基盤でございます。これを廃止することは、行政への監視体制を自ら弱めることとなり、結果として、住民の利益に反するものと判断いたします。

また、財政状況を理由とした見直しを行うのであれば、昨年度引き上げた議員報酬をそのまま維持しつつ、政務調査費を削減するという判断には妥当性がございません。

まずは、議員個人に支払われる報酬の増額分、月4万円を元に戻すことが筋であると考えております。

よって、政務調査費は現行どおり維持し、その上で、議員報酬については削減を提案いたします。この対応が住民に対する説明責任を果たす上で最も適切な処置であると認識しております。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（永島 守）

平木議員。

○9番（平木一朗）

すみません、先ほどから議員が討論されている中で、今回は政務活動費ということであり

ますので、調査費ではございませんので、その辺のところをよろしく申し上げます。

○議長（永島 守）

分かりました。

次に、3番古賀議員。

○3番（古賀寿典）（登壇）

3番古賀寿典です。議案第87号について、賛成討論をさせていただきます。

私は議会改革特別委員会として、平木議員の下、しっかり頑張ってきたと思っておりましたが、そのときに、特別職報酬等審議会の中で、今さっき報酬を上げる、元に戻すということを話し合いしていただきまして、1年近くなると思います。市長も新しく市長になられまして、自分の身銭をカットするというふうな形で進められておりますので、私たちも何か検討していかなければいけないかなというふうに思うわけです。

そうなりますと、やはり一番は政務活動費、これは個人個人に出されるお金というところでもあります。ですから、私は報酬の中で対応していければそれでいいんじゃないかというふうに思いますので、この議案については賛成ということで進めていかせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（永島 守）

次に、8番龍議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

8番龍誠一でございます。

議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から意見させていただきます。

そもそもこの案件が出る前に、報酬引上げの前回のときも私は反対をしたわけですが、この政務活動費というのは、市民の皆さんがしっかり聞いてあるので、ちょっと発言が違う、ずれているかもしれませんが、例えばという発言をさせていただきます。

例えば、会社でいくなら、いわゆる経費なんですよ、この政務活動費というのは。それで、この政務活動費というのは、そもそも1年間使用がなければ返還しなければならないんですよ。だから、経費を使わなかった人たちは全部返すわけです。ですので、私は、この前も言いましたけれども、4万円上がった報酬を皆さんのために使うというのであれば、この報酬こそ元に戻して、この人数分を返すべきだと、そういうふうに思っております。そして、

逆にこの政務活動費は、私は上げるのが筋だと思っております。

皆さんに、結局、市民のための御奉仕をするに当たっては、やっぱり経費がないと皆さんに奉仕する活動ができません。ですので、私は廃止するのではなくて上げて、要するに報酬を下げて、下げた分だけ政務活動費を上げると。それがベストかなと。また市民の皆さんが納得していただけるかなと思っておりますので、この件に関しては反対の意見を述べさせていただきました。

○議長（永島 守）

ここで一言申し上げておきます。

論点が少しずれているように感じております。提案者でございます平木議員の意見等についても、皆さん方に誤解のないようにお話をさせていただきますけれども、実はこの件については、提案者が申し上げますように、報酬とは無関係でやりたいというのが本人の希望でもございました。ほかの議員に対しては、私も少し聴取はさせていただいておりますけれども、報酬を下げるというのは、これは報酬審議会に諮らなければなりません。ですから、下げようではないかという意見が賛成者の中にもたくさんございました。皆さん方が下げてもいいと、そのほうがいいということでございましたら、今回はこの政務活動費に限って、そのことを議論の結果、今回は提案されてございますので、これは全く勘違いをなされないように、下げようかと報酬審議会にお諮りしていただくかという意見も既に数名から出ております。しかし、今回の場合には別問題でございますから、論点が少しずれておりますので、これはそういう強い意志を持った方々に私は非常に危惧いたしております。

ですから、続けてまいりたいと思っておりますけれども、続きまして、平木議員。

○9番（平木一朗）（登壇）

私、議席番号9番、平木です。

今回の大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について、このことに関して賛成討論をさせていただきます。

様々、今、反対、また賛成の御意見もいただいております。

まずもって申し上げたいのは、地方自治法上に書いてあることでもありますけれども、この政務活動費、国のほうでは政策活動費だったりとか様々なことが出てきておりますし、ある県議会のほうでは不正利用ということで、様々な形で市民の皆さん、また国民の皆様からは第2の報酬とか、そういうことが言われております。

また、この件で議題を出したところ、突然ですけれども、私たちは議員報酬を頂いているんですが、ある議員のほうはずっと給与をもらっている、給与削減が正しいとか、まだまだ御理解をされていない方がいらっしゃるかと思いますが、再度、この地方自治法第100条に述べられていることを申し上げたいと思います。

地方自治法第100条14に書いてあります。「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」とあることであります。会派だけで利用できることでもございません。

この中で、経費の一部、これが議員報酬を頂いている以上、この議員報酬の中から活動費を出していただいている中の一部を負担するというふうな表記になっているかと思っております。いわゆるお手盛りと言われても仕方がないところじゃないかなと、国民の皆さんに対してもですね。

そういうところにおいて、報酬審議会の話も出ておりましたけれども、時代に合わせて話をした中で、元に戻そうということで審議会のほうから出てきて、ただし附帯意見として出てきたことも、あるいは議会としてしっかり守らせていただいたことがありますけれども、その部分において、今報酬の中からまずは出せることは出せますので、報酬ですので、活動費として。それよりも、9月議会や12月議会、我々議会の議員のほうから様々な行政に対して要望も出てきたかと思えます。今月の議会においては骨伝導イヤホン、行政のほうが、耳が不自由な方たちに骨伝導イヤホンの採用とかはどうかとか、様々な御意見があった中に、今の状況からいうと来年度予算というのは非常に厳しいところにあるんじゃないかなと。特に大川市の真水、県や国の補助じゃなくて、自由財源で使う市の単独のお金というのは非常に厳しいところなんじゃないかなというところも危惧したところがございます。

そういう点から、今回、賛成の議員も言われたとおり、政務活動費は有効的に透明性を持って活動できるのであれば、ぜひともまたそれはお願いしたいところがございますが、このような昨今、非常に厳しい中におかれまして、我々議員が一番最初に手出しできるところ、真っ先に改革して、市のサービスのできるところで申し上げれば、この政務活動費の廃止を今のところは考えるべきじゃないかと思えますし、このような皆さんが、今の生活困窮者の皆様、また子育ての方たちに何かしら行政に対しても動いてもらわないといけないという議員さんがいらっしゃるのであれば、全会一致の下に賛成をしていただくのが、議会としての

市民サービスへの気持ちというのを伝えることじゃないでしょうか。

市長のほうからも、今回、スマートシュリンクとか、そういった話が出てきております。聖域なき改革も考えなきゃいけないという答弁も出てきております。

そのような厳しい中で、我々議会側が今すぐできることに関しては賛成をいただきたいものだと思っております。

以上で賛成の討論をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

皆さんこんにちは。6番永島幸夫でございます。

私は政務活動費に反対でございます。

まず、私たち4人の議員、内藤議員、龍議員、西田議員で大川市の将来を考える会という会派に所属しております。

私が初めて議員になってからびっくりしたのは、議員さんたちは何を議会活動をやっておるだろうかということ不思議に思っておりました。よその市議会を見れば、いろんな活動をやっておられます。

私は、市会議員は勉強せねばならんわけですよ。特に初めてなった人は勉強、勉強です。勉強しなければ、議員になってからの活動はできません。

この前、議長判断で、全員協議会で議論がありました。議論は、この政務活動費は中途半端で終わったわけですよ。いろんな発言がありました。ところが、議長はそれを下げて、はらかいてしもうたわけですよ。そんなばかな話があるもんですか。あくまでも議論は議論なんです。そこでもってやるのがベストじゃないでしょうか。

とにかく議会報告をどんどんやるべきです。そして、議員の皆さんは大川市に限らず、よその市の議会状況を確認して、それを元にして勉強すればいいわけですよ。

だから、私は絶対この政務活動費の廃止には反対でございます。それよりも反対議員がおっしゃったとおり、議員報酬を元に戻すべきです。

以上です。

○議長（永島 守）

永島幸夫議員に申し上げます。

あの場合の会議打切りは、あなたの不規則発言です。議事進行は私がいたしております。許可を得ないそういう発言が続いたから、締めたんです。

以上です。いや、認めません。あのですね……（「発言させんですか。あんただけ言うておかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）何ですか。（「おかしいじゃないですか。あのときの発言は……」と呼ぶ者あり）申し上げます。まだ続きがあります。

今、議員報酬を下げていいと言われた。あなたは50万円もらわなければ、議員なんかやっておられんと言われる方がそれでいいんですか。これは皆さん知っていますよ。（「議長が勝手な発言すんな」と呼ぶ者あり）だから、ちょっと黙りなさい。（「おかしいじゃないか」「議長、今の発言はおかしいよ」と呼ぶ者あり）許可しない。（「そんなばかな。一方的なことじゃ話にならんじゃないか」と呼ぶ者あり）そういう不規則発言はやめなさい。（「あなたは雑談的な話をしたらいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）それが不規則発言というんですよ。（「おかしいよ。議会以外のことの話じゃないんですか。おかしいことを言うちやいけんよ」と呼ぶ者あり）

これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、これから採決に入ります。

議案第87号 大川市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について、これを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第88号 大川市副市長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。それでは、5番馬淵議員。

○5番（馬淵清博）

5番馬淵清博でございます。

こういう声で申し訳ございませんけれども、ちょっと声帯を痛めておりますので、お聞き苦しいところがあるかと思っておりますけれども、ただいまから人事案について質疑をさせていただきます。

江藤市長は昨年12月議会において副市長の人事案を上程されましたが、不同意となりまし

た。その後の記者会見で、否決されると思っていた、今後説明をしていきたいと発表をされましたが、いまだ何の説明もないままに3月議会、6月議会と続けて上程をされましたが、議会は不同意としたところであります。とりわけ6月議会では、当初議案ではなく、追加議案の形で出されました。そして、最終日の開会時刻15分前に、今回は出すつもりはなかったが、周りの人から言われたので提案をしたと私におっしゃられました。

人事案件は重要な議案であり、当初議案として上程、しっかり説明すべきであり、周りの人から言われたので議案を提案するなど、あまりにも議会軽視であるとして不同意といたしました。その他の議員からも、なぜ追加なのか全く説明がないなどの意見が出されたのを覚えております。

そして、9月議会には人事議案は上程されることもなく、今議会を迎えております。今回も途中からの提案であります。議会軽視だと批判があったのに、また同じように繰り返して追加提案、あまりにも議会軽視であり、議会をばかにしているとしか言いようがありません。市長への不信感はますます募るばかりであります。

このような状態では、同意しようという気持ちになるはずはありません。どのような理由で同じようなことを繰り返し行われるのか、提案者である市長に質問をいたします。

まず、9月議会で提案されなかった理由、今回、最初からではなく追加で出された理由をお答えください。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

昨年の選挙で民意を得て市長になりました。約1年ちょっと過ぎました。しかしながら、本来は教育長も辞めずに、副市長も辞めずに残っていただければ、私もスムーズに市政を楽に担当できたかもしれません。しかしながら、副市長もいなくて、本当は教育長は教育行政だから残ってくれると思ったんですよね。辞任されました。

そういう状況の中で、副市長と教育長、特に教育長も含めまして、物すごく大事な人材なんです。やっぱり一般市民のためには、この前も永尾議員から、一緒に重なったイベントがございました。そしたら、どちらかしか、私身一つですから、どちらかしか出席できないんです。物すごく議会で責められました。私は謝りました、申し訳ないと。

しかし、身一つですからできない、それは。副市長がおれば代理でできるんです。（「違

います」と呼ぶ者あり) 向こうに何か言っておられる方がおられるんですけどね。本当に副市長は必要なんですよ。私が病気したらどうしますか。何かあるかもしれない。分かるでしょう、そのくらいは。常識的に考えても分かりますよ。教育長もそうだ。一応そういうことでぜひお願いしたい。よろしくお願いします。

○議長（永島 守）

馬淵議員。

○5番（馬淵清博）

提案しなかった理由と、追加議案にした理由、理由にはなっていないふうに私は受け取ります。

また、次の質問になりますけれども、2回目ですね。

市長は10月23日、西日本新聞のインタビューで、今年度中の定例会には人事案の提案は見送る考えだと発言されておられます。それに付け加えて、反対する市議らには理解を求める努力は今後も続けるとも発言をされております。

9月から今議会までの間に向けても、何の説明、努力もされておらず、私にも説明があっておりません。

市長は、市議一人ひとりを説得したが、打開策は見当たらない、理解してもらうように努力するなど発言をされておりますが、私や明朋会の同僚議員、その他の議員に対しても説得や努力をされたことはないと思います。一体どのような説得や努力をされたのか、事実をお知らせください。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

前回、一人ひとり説得をいたしました。本当に一人ひとり説得いたしました。で、上程して、やっぱり駄目でした。今回は随分私も悩みました。本当に悩んだ。どうすれば理解してもらえるのか、本当に悩みました。一部の議員にも相談しました。そして、議長にも最終的にお会いして説得しました。30分間ぐらいお話ししました。よかったら議員の皆さん方を説得していただけないだろうか、よろしくお願いしますという旨をお話ししました。

今回、一人ひとり、何人かにはよろしくお願いしますよというふうなことは言いました。しかし、一人ひとりをお願いしたほうがいいかなと随分迷ったんですけど、なかなか時間的

な、この前は私の部屋に来ていただいたんですね。しかし、今回は議長に強くお願いをいたしました。

私の根回しが至らないところもあるかもしれない。しかしながら、普通は副市長人事とか教育長人事はどこもそうですよ。私に任命権がある、人事権があるから、普通は通りますよ。それを反対する理由が私たちにはよく分からないと。全議員の方をお願いしたい。市民の方のためにも、大川市政のためにも、副市長と教育長は通していただきたい。私が責任を持つから、これは。よろしく申し上げます。

○議長（永島 守）

馬淵議員。

○5番（馬淵清博）

私の質問に全然答えになっておりません。同僚議員にもそのような説得や努力は聞いておりません。私も一切、副市長に対してのお話があっておりません。あったのは1回です。6月議会ですね。最終日の15分前に副市長を提案したので、お願いをする。それだけです。

何度聞いても納得のいく説明は求められませんので、質問はこれで終わりたいと思います。

これまで1年たちます。私たちに同意を求められるような努力を、さっきも言いましたようにされた後も私はないと思います。

昨今、私たちが配りました明朋会市政報告だよりも記載しておりましたけれども、私たちは、私たち議会が承認できるよう、市長自らが行動し、考えられて、再び人事案を再提出されることを望みます。

本議案には同意できないことを申し添えて、私の質問といたします。

以上です。

○議長（永島 守）

質疑ですから、尋ねられたことに答えるのが質疑です。（「はい。だから今の質疑で」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（江藤義行）

馬淵議員、1回で駄目ですか、あれだけ説明して。何回も何回もやっぱり私が行かなきゃ駄目なんですか。1回あれだけ説明したのに。

○議長（永島 守）

市長、質疑ですから、逆に尋ねるのではなくてですね。これが議会のルールですね、決ま

りです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたらこれで終わります。

続きまして、遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

質問と答えが何となくかみ合っていないみたいだったので、ひとつ端的にお答えください。

この人事、本議案が何で当初議案ではなく追加議案として出されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

私もそれは悩みました。本当に最高の人事案で、変える余地がない。悩みました。また否決されるんじゃないだろうか。

しかしながら、この前、永尾議員から、何で出席しなかったんだと。私はどうしても……

○議長（永島 守）

市長、何度も申し上げます。ある程度猶予は持っておりますけれども、議会のルールは、質疑に対することは、お尋ねの件に答えるだけです。傍聴席の皆さんも誤解されますから、自分の私見は述べたら駄目です。

○市長（江藤義行）続

私見じゃないです、これは。議会で永尾議員から何で出席しないんだと、御存じと思うんですけど、県議会とかの要望とか、県に対する要望とイベントが重なったんですよね。だから、私は謝りました。だから、それらを基に、これはやっぱり議会からでも私が身一つしかないから、両方とも出れないんですよ、これは。しかし、議会からもこんなに責められるんだったら、やっぱり出さなきゃいかんと思って出しました。

以上です。

○議長（永島 守）

遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

もういいです。追加議案を出した理由をお尋ねしたんですけど、では次に行きます。

総務委員会の補正予算の審議の中で、大川市は物価高騰対策として、子ども1人当たり8千円を給付するというこの案件を市長と……（発言する者あり）（「何ば言いよっとか」と

傍聴席より呼ぶ者あり)

○議長（永島 守）

傍聴席に申し上げますけれども、そういう賛否を問う、また妨害をすれば退席願いますよ。私は注意して注意してはやりません。常々そういう発言をずっと続けておられる。その場合は即刻退場です。まだ言いますか。あなたを傍聴禁止にしますよ。

続けてください。

○12番（遠藤博昭）続

途中頓挫したので、改めて最初から申し上げます。

総務委員会の補正予算案の審議の中で、大川市は物価高騰対策として、子ども1人当たり8千円を給付することを市長と総務課と企画課の間で話し合い、10月14日に決定されました。

市長は10月15日の西日本新聞社の独占インタビューのときに、世帯所得に関係なく、高校生までの子ども1人当たり月2千円を現金で支給したいと、今回の提案の支援策と異なる発言をなされています。その発言が10月23日の西日本新聞に掲載されました。

このような市民を惑わせるような虚偽の発言は控えるべきであると追及いたしましたところ、市長からは、取材時点で最終決定という認識が乏しかった、この場を借りて謝りたいと思っていますと反省の弁を述べられました。それなのに、今回また追加議案として最悪の人事案が提出されました。

12月23日の西日本新聞では、江藤市長は、本年度中の定例会には、最悪、人事案の提案は見送る考えであると述べられています。こう度々市民に対して虚偽の発言を繰り返される市長の発言は信用に値いたしません。どのような思いでこの議案を提案されたのでしょうか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

1日違いだったんですけど、私は子ども1人当たり、保護世帯も含めて8千円ということを一応決めたんですよ。次の日に記者会見が組まれていたんですけど、それを決めたのを発言していいかどうかというのを私も迷ったんです。まだ本当に決まったばかりで、そこら辺で実を言うと迷いました。だから、当初私が考えた案を言って、1日のことでは一っと広がるのがいいものかなという認識があったので、それについては市の認識不足だったということと謝りました。申し訳なかったということですね。分かりますかね。

14日に総務とスタッフで、一応こういう格好でいこうと、お米券を配るとすごい経費がかかって期間がかかるからということで、こういう格好でいこうという案を決めました。それを翌日の記者会見で、本当に決まったことをすぐ言っていいかどうかというのは私悩んだんですよね。だから、以前考えたことを言いました。そしてまた変更になったら、きちっとそれを発表していいという段階になったら発表しようという考えでありました。だから、私はそのことがもし批判されるなら謝ります、そこで申し訳なかったということですね。

だから、私の認識違いで皆さんに御迷惑かけたんだったら、またこの議場でも謝りたいと思っています。

以上です。

○議長（永島 守）

遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

最後の質問です。

このように市長が虚偽の発言を繰り返されると、議案審議にも参加しづらくなるのではないかと思います。市長はその点、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

皆さん、これを虚偽というようなことは……（傍聴席より発言する者あり）

○議長（永島 守）

傍聴席に申し上げます。私語は慎みなさい。（傍聴席より発言する者あり）

○市長（江藤義行）続

ちょっと虚偽というようなこと、私はうそをつくとか、虚偽という認識は全くございません。

以上です。

○議長（永島 守）

よろしいですね。

それでは、これで質疑を終結いたしました。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

反対の方はまず手を挙げてください。1名ですか。あと賛成の方。

それでは、反対からまいりたいと思います。平木議員、まずお願いします。

○9番（平木一朗）（登壇）

議席番号9番、反対の意見を申し上げたいと思います。

大川市副市長の選任について、反対の意見を述べさせていただきます。

もうこの議案も今回で4回目ということで、前回と同じく追加議案ということで、質疑のほうで大体の我々議会人としての皆さんの考え方というのは多分理解したものだと思っております。

何度も申し上げますけれども、我々大川市議会、この二元代表制として、今回出された議案もほとんど可決しております。全員一致で賛成しております。対立等は一切ないことだと思います。行政の考えること、行政のスピードに対して、市民サービスに与えるようにということで、我々議会側としてもしっかりとその辺だけは理解の上で賛同されている人たちのほうが多いんじゃないかなと感じておる次第です。

しかしながら、今までたくさんの議案がある中で、この人事案だけは否決ということになっております。否決の理由は、今まで何度も1回、2回、3回と各議員のほうで反対討論されたことで重々御理解もしていただいていると思うし、今回の質疑もよくよく考えた上での質疑だったと思っております。

この中で、近隣、私自身も、こういう議員活動ということで報酬の中からほとんどが活動費に回させていただいている中で、たくさんの首長の方とお会いすることもできるし、県の職員だったり、他の地方議員ともいろいろ交流を図っていく中で、この大川市の中で一番この話が出てくるんですね。3回も全く同じメニューで、全く同じ内容で、君たち議会に本当に全く変わらない内容を3回も出されたよねということが、このことというのが首長さんとか地方議員、また県職員さんとか、そういうことも聞かれておりますし、この大川市議会の議会の中もロバート議事法というのが基本的にあります。だから、社長さんたちは、会議や理事会を開かれている方も、十分にその議事法の進み方を熟知されているものは、ほとんどの方たちは首をかしげられていらっしゃるのが現実だと思っております。

また、市民からも、市長は本気で副市長という任務を理解されているのかということで、そういう質問も聞かせていただいております。

私自身も現状において全く変わらない内容を4回も出されるということは、ちょっと私は

いかなもんかなと思いますし、他の市議会の方たちからも、こういうおかしいことは珍しいよねと首をかしげているのが現状でございますので、この副市長に関してはもっともっと職員の方たちが働きやすい環境を持ってこられる方が、人事だってあると思いますし、もっともっと大川市外のことで、よそから政策かれこれを導いてこられる副市長だってあるかと思えます。適切なすばらしい副市長を望んでいるのは事実かと思えますので、その辺のところを御理解の上、3回も4回も続くわけではないので、よくその辺のことは市長に関しては御理解をいただきたい旨だと思います。

以上で反対をさせていただきます。以上です。

○議長（永島 守）

続きまして、8番龍議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

8番龍誠一でございます。私は副市長の選任について、賛成の立場で言わせていただきます。

そう多くは語りませんが、やっぱり大川市全体を見たときに、副市長がないということで、永尾議員も言われていたんですけど、体一つで同じ日に1人の人間がそれに出席すると、なかなかそれはどっちかと言われたら、やっぱりみんなで議論していきながら、こっちだというふうに決めると思えます。それをがちゃがちゃ言うのも、ちょっといかなもんかと思ったんですけどね。

そういう中で、確かに副市長が代わりになる人がいらっしゃれば、どちらかがどちらかに出席するというような、全体からすると、大川のメンツも保たれるんじゃないかなという感じがかなというふうに最近はお考えしております。

そういう中において、前回は、前市長のときも副市長が2人おらっしゃったわけですね。2人おらっしゃった人が、よかったのか悪かったのかは市民の皆さんの評価によるものだと思うんですね。

先ほどいろいろ平木議員言われたんですけども、そういうことを語る人も確かにいらっしゃいます。だけど、私の周りでは、やっぱり副市長は必要ばいと、とにかく副市長ができるように頑張ってくださいというような、そういう御声援をいただいておりますので、そういう部分と、大川市の将来を考えていったときに、やっぱり副市長、教育長はちょっと違うんですけども、そういう部分では早急に必要じゃないのかなというふうに思っていますので、

この議案第88号 大川市副市長の選任については賛成を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、川野議員。

○11番（川野栄美子）（登壇）

市議会といたしまして、私も一議員として、長くこの市議会をやってまして、副市長の人事、副市長が要らないとは議会は誰も言っていません。要るでしょうということでありませす。何がこんなふう食い違っているかということをしっかり見る必要があると思います。

いろいろ今日も議会で意見が出ましたけれども、ここの中にやはり考え方、目的が市長と市議会が違うというところがこのような原因になっているんじゃないだろうかと思う。だから、同じ考えを持ち、同じ目的に達しますと市議会は大いに賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（永島 守）

次に、4番西田議員。

○4番（西田 学）（登壇）

議席番号4番、西田学です。

議案第88号 大川市副市長の選任について、賛成討論を述べさせていただきます。

昨年12月議会で副市長に本村和也氏が提案されてから1年以上が過ぎました。

この1年間、多くの市民の方々と副市長人事について語る機会がありました。一人として本村和也氏を悪く言う人はいませんでした。部長職のないこの大川市で、江藤市長は本当に引き続き多忙を極められております。

本村和也氏の行政経験や温厚な人柄は、過去3回の議会でも申し上げたとおりで、多くの人が認めていて、改めて言うまでもありません。

したがって、私は副市長に本村和也氏が適任であると考え、議案第88号に賛成をいたします。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、10番内藤議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

先週の一般質問で永尾議員が強く言われました。この前、大野島グラウンドで防災訓練がありました。主催者である大川市長が欠席したことに、何たることか、鬼の首でも取ったような言い方でした。私はあれはおかしいと思いました。

市長は市民に対して、内なる顔と、大川市を代表する外なる顔を持っております。皆さんも分かりますよね。私たちも同じような場面が大なり小なりあるんですよ。防災訓練の日には外なる顔が重要と判断されたと思います。ただいたずらに欠席されたのではないと私は思います。

今後このようなことがないためにも、副市長をつくろうではありませんか。ただいたずらに反対をするのではなく、大川市のためをもって行動をしてほしいと思います。

私は市長提案の副市長人事に賛成をいたします。

○議長（永島 守）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫であります。私は副市長、教育長、賛成の立場で申し上げます。

簡単でございます。実際仕事をやってもらって、悪ければ罷免すればいいじゃないですか。実際仕事に就いてもらうわけですよ、皆さん。議員の皆さん、反対する必要はありません。

以上です。

○議長（永島 守）

これをもって討論を終結し、これから採決をいたします。

議案第88号 大川市副市長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数でございます。よって、本案は否決されました。

次に、議案第89号 大川市教育長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告がありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告をお願いいたします。

まず、反対の方は挙手をお願いします。それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

それでは、討論に入りますけれども、反対から入っていきたいと思います。それでは、平木議員。

○9番（平木一郎）（登壇）

議席番号9番です。大川市教育長の選任について、反対の立場より討論させていただきます。

この件に関しては、先ほどの副市長の案件同様、このことも今まで3回、市長のほうから提出され、同じ方、また同じ内容で、議会としても3回否決をしておる次第です。そのことも否決をした理由ということで、反対討論等も各議員のほうでなされたことは十分かなと思っております。過去のやつをのぞいていただければいいかと思えます。

私自身も教育長がいらないというのはいけないことであり、教育長の必要性というの重々に認めているわけでございます。

今、現に学校教育課、また教育委員会のほうにも多大なる負担をしていただいているのも事実でございます。

その中に、市長のほうから、共和だったりとか調和、またそういうふうな話し合いとかする面もなく3回続けておられるけれども、やはり大川は大川として、この教育像がふさわしいということで、教育現場のほうからも要望書が出てきております。それにもかかわらず、変わらない名前を3回も載せられている。また今回、4回目はまた追加議案ということで、いきなりまた議案を出されてあるということでもあります。このことについても、私はほかの首長さんとか地方議員の皆さんとか、また職員の皆さんといろいろ話をするんですけども、いずれにおいても首をかしげるばかりであります。

やはり市民のほうからは、市長は本気で教育長を指名する気があるんですかという答えさえあります。我々議員としては現場の声をしっかりとそれに対応できる教育長を望んでいることも一つの事実であるんじゃないかなと思っておりますし、その辺のことは市長も御理解をいただければと思っている次第です。

また、教育長がいらない代わりに学校教育課、また教育委員会のほうが代理として出席をする機会も多いんじゃないかと思えます。市長が体一つなことは重々私も存じ上げている次第でありますし、多忙なものもあるかと思えます。そのときに、担当課長だったり、そういった方が代理で出席することが世の常識としてあることでございますので、その辺のところも御

理解いただければと思っております。

3回、4回と続けられるほど、教育長というのは認定できなくなるんじゃないかなと思っておりますので、現場の声をしっかりと形にできる教育長を望まれることを心からお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（永島 守）

次に、8番龍議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

8番龍誠一でございます。これも私は大川市教育長の選任について、賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

そもそも教育長が必要なことは、もう市民の皆さんも多数御理解のことと思います。先ほどまた平木議員言われたとおり、そういう方もいらっしゃいます。でも、やっぱり多くの人たちは、早う教育長選ばんのというような、そういう内容で、多くの人たちが望んでおられることじゃないかなと思います。

ある議員は、義務教育が分からんならとか言われた議員もおられます。しかし、義務教育だけがこの世の教育じゃなくて、もっと視野を広げたら、そういうことじゃなくて、例えば、柳川市なんかは伝習館の校長先生がいきなり教育長になられたところから始まっております。やっぱりよその歴史も見ながら、大川ももっと視野を広げて、いかにしたら福岡県、そして、それが日本国の中ですばらしい行政の在り方が行われている市であるのかを知らしめていくべきじゃなかろうかなと思います。そういう意味では、教育長を早く決められるためにも賛成したいと思います。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、4番西田議員。

○4番（西田 学）（登壇）

議席番号4番、西田学です。議案第89号 大川市教育長の選任について、賛成討論を述べさせていただきます。

大川市の教育長が不在となって1年2か月近くたちました。教育行政を考えれば、一日も早く大川市教育長選任を急がなければなりません。

昨年12月と今年3月、6月議会では否決をされました。理由の一つに、義務教育と県立高

校の教育方針の違い、これもあったと思います。しかしながら、他市では県立高校校長の出身者が教育長に就任したケースはたくさんあります。

大川市はこれまで、小学校や中学校の先生を経験された方がほとんど教育長をされております。しかし、それが県立高校で校長先生をされた方が駄目だという理由にはなりません。

今回の教育長人事は、大川樟風高校の校長先生などを歴任された経験を、大川市の義務教育である小・中学校に活かしてもらおうとするものです。

西嶋賢児氏は、かつて大川市の校種間交流、これも経験されております。どうか今、教育長が大川市にとって必要か、あるいは西嶋賢児氏が大川市の教育長として適任かどうか、そこを基準に賛否の判断をぜひ下していただくようお願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、10番内藤議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

今まで教育人事に反対される意見を聞いておりますと、小・中学校、すなわち義務教育課程出身者でしか絶対駄目だと言われます。なぜそんなにそこにこだわるのか、私は分かりません。

大川市の小・中学校の実情が分からない、大川市の今までの教育の流れが分からない、現場からも言っていると。保護者も言っていると。本当かどうか分からんけどですね。それは全部内向きな考えではないでしょうか。

今までの行動、考え方は、村社会的な考え方で、今後、グローバル化する社会に向けて広い視野を持つ子どもたちが育つでしょうか。

大川市の教育を10年、20年後を見据えて、時には外部からの血を入れ、普遍性を持ち、柔軟な考えで大川の将来を考えるのが私たち議員の務めだと思います。皆さんそう思いませんか。

私は市長の教育長人事案に賛成いたします。

○議長（永島 守）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫でございます。教育長人事に賛成でございます。

先ほどの副市長人事の内容と変わらないように、実際仕事をやってもらい、悪ければ罷免すればよいではありませんか。

〔発言取消〕

ぜひとも教育長は必要でございます。

以上です。

○議長（永島 守）

これをもって討論を終結し、これから採決をいたします。

議案第89号 大川市教育長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数でございます。よって、本案は否決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）動議ですか。

○10番（内藤栄治）

動議。永島守議員は、過去に犯罪歴があるにもかかわらず、それを否定する発言を繰り返してきました。この行為は事実と反するものであり、司法に対する冒瀆と言えます。

このような態度を持つ議員は、議長としての責務を果たす資格に欠けるため、ここに議長不信任案を提出いたします。

大川の将来を考える会、代表、内藤栄治、龍誠一、永島幸夫、西田学、4名からです。

○議長（永島 守）

ただいま内藤議員から議長不信任案の動議が提出されました。

動議成立には、ほかに1人以上の賛成者が必要でございます。本動議提出に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩をいたします。関係者の皆様は別館の大会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、再開時刻につきましては、追ってお知らせいたします。

以上です。

午前11時54分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。

先ほど内藤栄治議員外3名から議長不信任決議が提出されております。

本件については、私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席させていただきます。

〔永島議長退席〕

○副議長（平木一朗）

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席されましたので、これから私のほうで議長職を執らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

先ほど内藤栄治議員外3名から議長不信任案決議が提出され、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を議会運営委員長から報告をお願いいたします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（遠藤博昭）（登壇）

先ほど行いました議会運営委員会の経過並びに結果に関して御報告を申し上げます。

永島守議員に対する議長不信任決議が出されておりましたけれども、この中の文言における問題点として、非常に個人情報保護に抵触するおそれがあるという内容のものであると判断しまして、その後の賛成、反対の討論の中でも、事件に関わる文言が出てくるおそれがあり、これもなお、個人情報保護に抵触するおそれがあると判断しましたので、一応この決議に関しては取り下げていただき、文言の整理を改めてしていただいた上で、再度新たな形で提出していただくようお願いをして、採決の結果、今回のこの議長不信任案の決議に関しては取下げという結論に至りました。

以上です。

○副議長（平木一朗）

議会運営委員長報告のとおり、本決議案は上程しないことと決まりました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、ただいま議題となっております案件について、上程しないことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、さよう決しました。（傍聴席より発言する者あり）

これで議長のほうの交代をしますので、休憩とさせていただきます。

〔永島議長入場〕

午後 3 時 30 分 休憩

午後 3 時 32 分 再開

○議長（永島 守）

それでは、議長を交代いたしました。本会議を再開いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）ちょっとここを終わります。分かっております。

5 番馬淵清博議員、6 番永島幸夫議員、以上 2 名を指名しておきます。

動議、どうぞ。

○4 番（西田 学）

議席番号 4 番、西田学です。

動議。永島守議員への議長不信任決議を動議として出します。

以上です。

○議長（永島 守）

西田議員の議長不信任案に同意される方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

所定の数をクリアしておりますので、それでは、直ちにここで休憩いたしまして、そして、議会運営委員会を開催したいと思いますので、関係者は第 1 委員会室にお集まりいただくようお願いをいたします。

午後 3 時 33 分 休憩

午後 4 時 4 分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日お手元に配付のとおり、本市議会議員西田学議員外3名から議案第90号 永島守議員に対する議長不信任案が提出されております。

本件については、私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

〔永島議長退席〕

○副議長（平木一朗）

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席されましたので、これから私のほうが議長の職を執ることといたします。よろしく願いいたします。

それでは、この際、お諮りいたします。本日、西田学議員外3名から永島守議員に対する議長不信任案決議が提出されております。

この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、提出者の説明を求めます。10番内藤栄治議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

議案第90号 永島守議員への議長不信任決議案に対して発言させていただきます。

虚偽発言による司法への冒瀆。

永島守議員は、令和6年（2024年）12月定例会本会議において、「私は暴力議員と言われますけれども、暴力は振るっておりませんよ。」と答弁しました。これは、刑事事件の確定判決が認定した事実を真っ向から否定するものであり、司法制度そのものを冒瀆する発言である。被害者への2次加害、この虚偽発言により、被害者である龍誠一議員が再度の精神的苦痛を受けた。確定判決によって認められた被害の事実をなかったと公の場で否定することは、被害者に対する重大な2次加害である。

次に、虚偽発言による司法への冒瀆。

永島守議員は、令和6年（2024年）12月定例会本会議において、「御存じのように、私も一度は収賄でやられましたけれども、このお金も、私は受け取っておりません。また、事を収めるために、私は自ら身を投げ出したわけであります。」と発言しております。

永島守議員は上記のとおり判決を受けています。しかし、令和7年6月、永島守議員は議長に就任しました。これにより、被害者である龍誠一議員は、加害者である永島守議長の下で議員活動を行うことを余儀なくされています。これは明白な二次加害、セカンドハラスメントであり、被害者の人権を著しく侵害しています。

永島守議員は、過去の判決を真摯に受け止め、深く反省の上で再出発されるのであれば理解できるところです。しかし、事実を否定し、虚偽の発言を繰り返す行為は、議長としての職責に著しく反するものであり、その適格性を疑わざるを得ません。

したがって、ここに議長不信任案を提出いたします。

また、この議員を擁護される方々も、市議会及び市民に対する責任から逃れられるものではなく、議会全体の信用を揺るがす行為として、重く受け止めなければなりません。

以上です。

○副議長（平木 一郎）

提出者の説明は終わりました。

それでは、これから議案第90号 永島守議員に対する議長不信任決議に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、本案につきまして、永島守議員から発言の申出がなされております。

つきましては、地方自治法第117条ただし書の規定によりますと、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができることとなっております。

ここでお諮りいたします。本案について、永島守議員が会議に出席し、発言することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、永島守議員の発言については同意することに決しました。

それでは、永島守議員、入場をお願いいたします。

〔永島議員入場〕

○13番（永島 守）

少し皆さん方にお話をさせていただきます。

今回、本日は2度にわたり不信任案提出がなされておりますけれども、ただ、私は本当に

あきれております。このような件について、私が申し上げたそのことについて、何でこれが虚偽というふうなことを、これは私は言われなければならないのか。何を御存じでそういう提案がなされなければならないのか、いずれか私はこのような不名誉な扱いについては、私は徹底的に闘ってまいります。

本当にいろんな、深くは申し上げませんが、やっぱり皆さん方もぜひ御注意を願いたい。男気を出して、こういうものを認めるものではない。そのことがずっと引きずられ、あたかも事実であるかのごとく、もう何遍ですか、そういうものが続けられております。決して許されることではない、私はそのように思っております。

多くを語っても一緒ですから、私はこの辺にさせていただきますけれども、皆さん決して男気だけは出さないでください。その結果がこういう結果を迎えるわけでありますから、これにて私の発言を終わらせていただきます。

どうぞ皆さん慎重審議の上、私がそういう人間であるかどうか、ここ数年間、皆さん方も見ていただいてお分かりのはずでございます。よろしく願いをしておきます。

○副議長（平木一朗）

それでは永島守議員、退席をお願いいたします。

〔永島議員退席〕

この際、申し上げます。本日の会議が午後5時になっても、なお終了し得ないときは、会議規則第9条第2項の規定により会議時間を延長いたしますので、あらかじめ申し上げておきます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

まず、反対討論される方。次に、賛成討論をされる方。

それでは、討論する方がありますので、これを許可いたします。まず、12番遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）（登壇）

議席番号12番、遠藤でございます。

永島守議員への議長不信任決議に反対の立場で討論をさせていただきます。

この不信任案決議に関しては、先ほど内藤議員が虚偽であるとか、判決を認めていないとかいうような御発言をされましたけれども、この永島守議員の思いを込めた発言というのは、自分の思いや心情を述べられたものであって、このことが議長不信任案に値するとは到底思えません。

先ほど数多く虚偽発言、虚偽発言という言葉がありましたけれども、その言葉を引用するならば、それこそ、ここにいらっしゃる市長をはじめ、多くの議員がこの不信任案を突きつけられる立場になろうかと思えます。言葉は大事ですので、丁寧に使って議論をしていただければと思います。

ですから、今回の議長不信任案決議に対しては反対をいたします。

以上です。

○副議長（平木一郎）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫であります。賛成の立場で申し上げます。

内藤議員が発言しましたとおり、事実関係ははっきりしております。あとは本人が潔く議長職を辞職することを切に希望しております。

ふだんの本人の発言が、人を脅かすような発言をいつも繰り返しております。それでは大川市議会は大変なもんじゃありません。穏やかに話を進めて、議長たる者は皆さんの意見、議論をすることが大切であります。それを無視して、俺の言うことを聞けと言わんばかりの発言はもってのほか、無礼千万であります。

以上です。

○副議長（平木一郎）

次に、4番西田学議員。

○4番（西田 学）（登壇）

議席番号4番、西田学です。議案第90号、議長不信任決議に賛成をいたします。

令和6年12月定例会において発した「私も一度は収賄でやられました。けれども、この金も私は受け取っておりません。」、この言葉は司法への挑戦であり、司法制度を頭から否定するものです。到底これを看過することはできません。

また、「私は暴力議員と言われますけど、暴力は振るっておりませんよ。」、この言葉は、被害者に対して、いまだに反省の心がない証拠です。議事録の残る定例会という公の場で、堂々とうその発言がまかり通る議会であってはなりません。その発言者が今、議長をされています。自らこういう発言をする人を議長に任命すべきではありませんでした。

よって、永島守議長は大川市の議長としてふさわしくないと判断し、議案第90号、議長不

信任決議に賛成をいたします。

以上です。

○副議長（平木一郎）

次に、8番龍誠一議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

皆様、8番龍誠一でございます。私も永島守議員への議長不信任決議案、賛成の立場から言わせていただきます。

そして、この前の段階で個人情報保護法のことが出ましたけれども、本件については調べましたが、個人情報保護法の適用除外でございます。本不信任案は、法令に基づく議会活動であり、個人情報保護法の適用除外ですとあります。公人と私人の区別として、永島守議員は公人、議員で、しかも議長という公職の最も最高位にありますので、私人に比べ、公人のプライバシー権は制約されております。特に公職の適格性に関わる情報は、市民の知る権利が優先されます。本件の情報は全て公開された情報であり、プライバシーの対象ではございません。

私たちが守っております法をつくった人は人であり、その法をつかさどるのも人でございます。人は誰でも間違いを犯すことがあるかもしれませんが、間違いを犯したとしても、そこからどう学ぶか、何を学ぶかだと考えております。人の心を持ち、法をしっかり守っていれば、虚偽の証言はあり得ません。裁判などで宣誓した人が自らの記憶に反する事実を述べることはあり得ないのです。問題の本質は、過去に罪を犯したことそのものではありません。重要なのは、その過去とどう向き合い、正しい説明をして、市民の皆様に対して誠実な姿勢を示しているかです。

ここで事実を申し上げます。当時の新聞報道によりますと、平成14年7月の入札に絡み、市職員から聞き出した設計金額を業者に教え、見返りに現金を受け取った疑いであっせん収賄罪で逮捕された。その市職員を市長と供述と新聞報道がしっかりと証拠としてあります。結果的に逮捕された事実があります。

令和6年12月定例会会議録、226ページに記載がありますとおり、「御存じのように、私も一度は収賄でやられましたけれども、この金も私は受け取ってはおりません。しかし、事を収めるために私は自ら身を投げ出したわけでありまして」と議場で言いました。これは確定判決への明確な否定であります。

当時、本件については有罪判決で、金銭授受が裁判所で認定されておりますから、「この金も私は受け取ってはおりません。」は判決内容の否定でありますから、公の場である議会で司法判断を虚偽と主張したわけであります。これは司法制度への冒瀆でございます。確定判決は国家の司法権による最終判断であります。これを否定することは、三権分立の根幹を揺るがします。議員が率先して司法を否定することの重大性を皆さんには正しく考えていただきたいと思っております。

また、「自ら身を投げ出した」と自己犠牲の英雄のように表現しておりますが、美談への改ざんであります。実態は、犯罪による有罪判決で、市民に対する事実の歪曲であります。有罪判決の事実経緯について説明して、反省の弁を申し上げるか、冤罪と主張するならば、再審請求をするべきでございます。

以上のことから、永島守議長不信任案に賛成申し上げます。

○副議長（平木一朗）

これをもって討論を終結し、これから採決をいたします。

議案第90号 永島守議員への議長不信任決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本決議案は否決されました。

ここで永島守議員の入場並びに議長交代のため、暫時休憩といたします。

〔永島議員入場〕

午後 4 時27分 休憩

午後 4 時28分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、本日の……（「議長」と呼ぶ者あり）添田学校教育課長。

○学校教育課長（添田宗孝）

発言の取消しを求めたいと思っております。

本日の教育長人事案件での永島幸夫議員の賛成討論の発言の中で、私が予算特別委員会で教育長を不要と答えたと言われましたが、事実と全く違いますので、発言の取消しを求め

ます。

理由といたしましては、今年3月の予算特別委員会の学校給食無償化の予算案の審議において、給食無償化の実施を10月からと説明いたしました。質疑において、10月からの無償化を4月から前倒しできないかとの質疑に対し、事務作業などに時間を要するため前倒しは難しいとお答えいたしました。その質疑の過程で、給食無償化の実施を4月に前倒しできないのは教育長がいないことが影響しているのかとの問いに対して、影響ありませんとお答えしたものであります。教育長がいたとしても、いないとしても、4月に前倒しできない理由として、事務作業などに時間を要しますので、影響ありませんとお答えしたものであります。教育長が不要など一切発言しておりません。議事録でも確認いたしましたので、発言の取消しを求めるものであります。

以上です。

○議長（永島 守）

それでは引き続き、先ほどの永島幸夫議員の発言の中に一部、不穏当と思われる発言がありましたので、議長において後刻、記録を調査して、適切に処置することといたします。

以上です。

ここで、本日、馬淵議員から調査依頼があった件について、議会運営委員会を開催するため、ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻につきましては後ほどお知らせしたいと思います。

午後4時31分 休憩

午後4時58分 再開

○議長（永島 守）

議事は全て終了いたしました。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る1日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議をいただき、また、執行部におかれましても特段の配慮を賜り、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終えることができましたことに衷心よりお礼を申し上げます。

令和7年を振り返りますと、4月から大阪で184日間にわたり開催されました大阪・関西万博、当初は多額の建設費用や工事の遅れなど批判の声も多かったものの、最終的には来場者2,900万人を超え、閉幕間際には駆け込みの来場者で大変混み合いました。また、公式

キャラクターも人気を博し、グッズの売上げなども好調でありました。これには来場された方がSNSで情報や感想を広めたことも一役買ったと聞き及んでおります。

私たちの暮らしにおきましては、令和の米騒動と言われました。米の品薄の状態は解消されてきましたが、米の価格は高止まりしたままです。物価は賃金上昇の販売価格への転換の動きもあることから、総じて上昇しており、個人消費に影響を与えております。

本市におきましては、国の支援を受けながら、物価高騰に対する支援を継続していく必要性を強く感じております。

さて、10月には、第104代内閣総理大臣に高市早苗氏が就任されました。

高市総理は、国力の強化、そして、そのための経済成長の必要性を強く訴えられたものでございます。総理のスピード感のある積極的な姿勢は既に周知のことではありますが、今後もその政治手腕に期待を寄せているところでございます。

私ども市議会におきましては、大川市議会ハラスメント根絶条例を制定いたしました。様々なハラスメントが社会問題として取り上げられている中、私たち市議会議員が率先してハラスメントを決して許さず、そして、根絶していく取組を行ってまいり所存でございます。

人口減少、少子高齢化、産業振興など、課題は山積しておりますが、議員一人ひとりが議事に課せられた役割を改めて認識し、市勢発展のため尽くしていけることを切に願うところでもございます。

今年も余すところ残り僅かとなりました。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本当に御苦労さんでございました。

なお、ここで市長からの発言の申出がっておりますので、この際、お願いしたいと思っております。市長。

○市長（江藤義行）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに対し、心よりお礼を申し上げます。

また、審議の過程において議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては真摯に受け止め、市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも議員の皆様のお理解と御協力を切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉

会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

それでは、これにて令和7年12月議会を閉会したいと思います。大変御苦勞さまでございました。

午後5時2分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 永 島 守

大川市議会副議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 馬 淵 清 博

大川市議会議員 永 島 幸 夫